

議案第56号

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例について

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を別紙の
とおり改正する。

令和6年8月27日提出

沼田市長 星野 稔

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部
を改正する条例

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定業務施設」という。)」を「特定業務施設」という。)等」に改める。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、「特定業務施設整備計画の認定事業者」の次に「（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）」を、「規定する特定業務施設」の次に「及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例第2条の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。